

令和6年12月3日

令和6年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和6年11月29日 開会

令和6年12月6日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和6年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年12月3日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

令和6年第4回奥多摩町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和6年12月3日（火）

午前10時00分 開議

会期 令和6年11月29日～12月6日（8日間）

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第68号	令和6年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）	原案可決
3	議案第69号	令和6年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
4	議案第70号	令和6年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
5	議案第71号	令和6年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
6	議案第72号	令和6年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
7	議案第73号	令和6年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
8	議案第74号	奥多摩町基本構想の策定について	原案可決
9	6陳情第3号	「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情書	採 択

（午後1時19分 散会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 68 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 3 議案第 69 号 令和 6 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 4 議案第 70 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 5 議案第 71 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 6 議案第 72 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 7 議案第 73 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）、以上 6 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 68 号から議案第 73 号までの令和 6 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 6 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、詳細の内容につきましては、各課長から説明いたしますので、私からは総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 68 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,071 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 4,060 万 9,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金などの増に伴い、2,277 万円を追加し、国庫支出金の計を 3 億 4,068 万 7,000 円に、都支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金及び内水面漁業環境活用施設整備費補助金の増などに伴い、894 万 2,000 円を追加し、都支出金の計を 25 億 723 万 8,000 円に、繰入金は、財政調整基金繰入金の増に伴い、2,900 万円を追加し、繰入金の計を 6 億 8,490 万 3,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 6,071 万 2,000 円を追加し、歳入の合計額を 74 億 4,060 万 9,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は、107万9,000円を追加し、議会費の計を8,230万6,000円に、総務費は、人件費及び棚沢地内町有物件解体工事の増などに伴い、1,708万7,000円を追加し、総務費の計を14億4,559万1,000円に、民生費は、障害福祉サービス費、過年度国都補助金返還金の増などに伴い、3,534万4,000円を追加し、民生費の計を13億7,270万4,000円に、衛生費は、人件費及び過年度国都補助金返還金の増などに伴い、1,351万2,000円を追加し、衛生費の計を6億1,767万6,000円に、農林水産業費は、人件費の減などに伴い、66万8,000円を減額し、農林水産業費の計を9億1,236万1,000円に、商工費は657万6,000円を追加し、商工費の計を5億3,357万5,000円に、土木費は、下水道会計補助金の減などに伴い、2,418万5,000円を減額し、土木費の計を12億7,889万9,000円に、消防費は、消防事務委託費負担金などの増に伴い、369万円を追加し、消防費の計を4億2,048万6,000円に、4ページをご覧ください。教育費は、光熱水費の増などに伴い、793万8,000円を追加し、教育費の計を6億3,345万1,000円に、予備費は、予算調整により33万9,000円を追加し、予備費の計を2,105万6,000円とするもので、今回の歳出補正額は6,071万2,000円を追加し、歳出の合計額を74億4,060万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第68号の説明を終わります。

次に、議案第69号 令和6年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。予算書の2ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費は、人件費の増に伴い、78万6,000円を追加し、総務費の計を9,369万7,000円に、予備費は、予算調整により78万6,000円を減額し、予備費の計を10万7,000円とするもので、歳出の合計額については変更がございません。

以上で、議案第69号の説明を終わります。

次に、議案第70号 令和6年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の2ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

今回の補正は、総務費のうち、一般管理費は人件費の増に伴い、54万1,000円を追加、利用管理費は、光熱水費の減などに伴い、54万1,000円を減額するもので、総務費の計及び歳出の合計額については変更がございません。

以上で、議案第70号の説明を終わります。

次に、議案第 71 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,958 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9,845 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金は、国民健康保険基金繰入金の増に伴い、1,958 万 8,000 円を追加し、繰入金の計を 1 億 283 万 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1,958 万 8,000 円を追加し、歳入の合計額を 7 億 9,845 万 4,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

諸支出金は、国保税一般分還付金、国都支出金及び療養給付費交付金返還金の増に伴い、1,958 万 8,000 円を追加し、諸支出金の計を 2,173 万 1,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、1,958 万 8,000 円を追加し、歳出の合計額を 7 億 9,845 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 71 号の説明を終わります。

次に、議案第 72 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。第 1 条は、総則となります。

第 2 条予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するもので、収入の下水道事業収益のうち、営業外収益は、一般会計補助金の減に伴い、1,672 万 5,000 円を減額し、下水道事業収益の計を 6 億 4,347 万 9,000 円とするものでございます。

第 3 条予算第 4 条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 9,669 万 8,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,591 万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3,998 万 8,000 円、当年度分利益剰余金処分額 4,250 万 2,000 円」を「資本的収入額が資本的支出額に不足する 1 億 7,669 万 8,000 円は、引継金 517 万 6,000 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額 747 万 6,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3,998 万 7,000 円、当年度利益剰余金処分額 2,405 万 9,000 円」に改め、同条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出の資本的支出のうち、建設改良費は、汚水処理計画策定業務委託の減に伴い、2,000 万円を減額し、資本的支出の計を 4 億 1,890 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。第 4 条予算第 7 条に定めた負担区分による一般会計から補助

を受ける金額を補正するもので、既決予定額から 1,672 万 5,000 円を減額し、一般会計からの補助金額を 4 億 2,048 万 6,000 円とするものでございます。

第 5 条は、条を追加するもので、予算第 7 条の次に第 8 条として利益剰余金の処分について定めるものでございます。

以上で、議案第 72 号の説明を終わります。

次に、議案第 73 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。第 1 条は、総則となります。

第 2 条予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を補正するもので、支出の病院事業費用のうち、医業費用について補正いたしますが、総額の変更はございません。参考として記載いたしました医業費用内での補正となります。

以上で、議案第 73 号の説明を終わります。

以上で、議案第 68 号から議案第 73 号までの 6 会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いします。

はじめに、議案第 68 号について各課長から順次所管の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） それでは、議案第 68 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）の内容につきましてご説明をいたします。

7 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 14 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金、節 01 社会福祉費負担金で、説明欄記載の障害者自立支援給付費負担金を実績見込みにより 347 万 4,000 円増額し、節 02 児童福祉費負担金、説明欄記載の子どものための教育・保育給付費負担金を保育所児童数の実績と今後の見込みにより 1,710 万 6,000 円を増額するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金、節 01 総務費補助金 178 万 8,000 円の増額は、内訳といたしまして、説明欄記載の個人番号カード交付事務費補助金では 16 万円を増額するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍システム改修分）では、戸籍電算システムの振り仮名通知出力機能改修に関わる補助金の確定に伴い、162 万 8,000 円を

増額するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、目 02 民生費国庫補助金、節 01 社会福祉費補助金 23 万 6,000 円の増額は、障害者総合支援事業補助金として、障害者自立支援給付審査支払等システム補助金を見込むものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、目 06 教育費国庫補助金、節 02 学校情報機器活用整備補助金 16 万 6,000 円の増額は、説明欄記載の中学校公立学校情報機器活用支援体制整備費を新たに計上するものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 15 都支出金です。項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金 598 万円の増額は、国庫負担金同様に実績と今後の見込みにより増額し、次に、項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金 55 万 9,000 円の増額は、説明欄記載の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金は、昨年度に引き続き、東京都が区市町村を通じて保育所等に対し補助するもので、町内保育園分として 55 万 9,000 円を補助率 10 分の 10 で新たに計上するものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 8 ページをご覧ください。次に、目 04 農林水産費都補助金 240 万 3,000 円の増額は、内訳として、節 01 農業費補助金 3 万円の減額は、都を通じ、町農業推進協議会で管理している国有農地について都からの通知に基づき、説明欄記載の補助金を減額するもので、次の節 03 水産業費補助金 243 万 3,000 円の増額は、説明欄記載の内水面漁業環境活用施設整備費補助金について都からの内示に基づき増額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の款 18 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金 2,900 万円の増額は、歳出における各費目の財源として財政調整基金から所要額を繰り入れるもので、補正後の財政調整基金繰入額を 2 億 9,700 万円とするものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 続きまして、9 ページからは歳出予算に入りますが、その前に人件費につきまして総括的に説明させていただきます。大変恐れ入りますが、34 ページの給与費明細書をご覧ください。

人件費は、各事業費の補正予算のうち、節 01 報酬、節 02 給料、節 03 職員手当等及び節 04 共済費に係るもので、これらの人件費につきましては、この給与費明細書によりご説明させていただきます。

34 ページは特別職についての表となります。この表では今定例会の第 1 日、議案第 64 号及び議案第 65 号でご説明し、ご決定をいただきました特別給の支給割合の改定を主に反映したものとなっております。この表で上段の区分を右側に進んでいただき、中程に給

与費の期末手当欄がありますが、そこから最下段にございます比較では、長等で 34 万円の増額を、議員で 71 万 6,000 円の増額を、教育長分が含まれるその他で 15 万円の増額を行い、合計で 120 万 6,000 円の増額を行うもので、括弧内にありますように、年間支給月を 0.20 月分引き上げる内容となっております。

また、その他共済費欄では所要の調整により 10 万円の増額を行い、合計では 130 万 6,000 円の増額補正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。一般職における総括表となりますが、この表では今定例会の第 1 日、議案第 66 号でご説明し、ご決定をいただきました一般職の給与改正条例の反映及び所要の調整による補正を行うものでございます。上段の表におきまして給与費の報酬欄で 5 万 3,000 円、給料欄で 239 万 2,000 円、職員手当欄で 1,316 万 2,000 円の増額を行い、共済費欄で 409 万円の増額を行い、合計で 1,969 万 7,000 円の増額補正を行うものでございます。

なお、職員手当については、下段の内訳表におきまして記載のとおり扶養手当をはじめとする各区分で増額、或いは減額するものです。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員以外の職員についての表でございます。総括表でご説明いたしました給与費欄の給料を 239 万 2,000 円増額し、職員手当を 1,288 万円増額し、共済費を 373 万円増額するものでございますが、下段の内訳表に記載のとおり、都人事委員会勧告に伴う期末勤勉手当の引上げや各部署に配置されている職員の勤務状況等に応じて超過勤務手当見込分を含め、各区分で増額、或いは減額するものです。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員についての表でございます。こちらでは報酬で 5 万 3,000 円、職員手当で 27 万 4,000 円及び共済費で 36 万円をそれぞれ増額するものでございますが、職員手当に含まれる期末手当につきましては、一般職と同様の引上げや各部署に配置されている会計年度任用職員の勤務状況等に応じて所要の調整を行うものです。

以上で、人件費に係る給与費明細書の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、9 ページにお戻りください。歳出に入ります。

はじめに、款 01 議会費でございます。項 01 議会費、目 01 議会費、(01) 議会事務局費 36 万 3,000 円の増及び (02) 議会運営費 71 万 6,000 円の増は、先程給与費明細書でご説明いたしました人件費を増額するものです。

次に、款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費、(01) 一般管理費は 911 万 6,000 円の増で、こちらも人件費について所要の調整を行うものです。

次のページをご覧ください。(04) 庁舎管理費 153 万 6,000 円の増は、節 10 需用費において、説明欄記載の光熱水費について主に庁舎の電気料を増額するものですが、現状の支出状況並びに冬季を迎えるに当たり、今後の電気需要を勘案し、計上させていただくものです。

○企画財政課長(杉山 直也君) 次の目 06、事業(01) 財産管理費 419 万 3,000 円の増額は、内訳として、節 10 需用費のうち光熱水費を 19 万 4,000 円増額し、節 12 委託料では、町有地の雑草対策として防草シート張りなどを行うため、町有財産管理委託を 57 万 9,000 円増額するもので、次の節 14 工事請負費は、説明欄記載の棚沢地内町有物件解体工事において処分費用の増などにより 342 万円を増額するものです。

次の目 07 企画費 19 万 3,000 円の増額は、内訳として、事業(01) 企画費は、人件費の調整により 6 万 9,000 円を増額するもので、次の事業(02) 企画事業費 12 万 4,000 円の増額は、節 10 需用費で消耗品費を 6 万 9,000 円増額し、節 17 備品購入費 5 万 5,000 円の増額は、説明欄記載のわさびエアー着ぐるみのバッテリーの交換が必要となったことから、新たにバッテリー 2 台を購入するものです。

○総務課長(山宮 忠仁君) 次の目 08 電子計算費につきましては、11 ページにかけまして(02) 電子計算開発費について財源組替えを行うものです。

○住民課長(岡部 優一君) 次に、目 14 諸費、事業(01) 町税過年度還付金 60 万円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料として、個人町民税などの還付に対応するため、説明欄記載のとおり、町税過年度還付金を増額するものです。

次に、項 02 徴税費、目 01、事業(01) 税務総務費 273 万円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費において説明欄記載の職員人件費の調整によりそれぞれ減額するものです。

次に、項 03、目 01、12 ページをご覧くださいまして、事業(01) 戸籍住民基本台帳費 286 万 7,000 円の増額は、内訳といたしまして、節 02 給料から節 04 共済費では、説明欄記載の職員人件費の調整によりそれぞれ増額するもの、節 12 委託料では、説明欄記載の戸籍電算システム振り仮名通知出力機能改修業務委託の契約額の確定に伴い、6,000 円を減額するもの、節 13 使用料及び賃借料では、住民課フロアで使用しているコピー機の使用量が増加しているため、説明欄記載のとおり、複写機使用料を 9 万 2,000 円増額するものです。

次に、目 02、事業(01) 社会保障・税番号制度費 16 万円の増額は、節 12 委託料において申請時や紛失等による再交付などを対象に、1 週間程度でマイナンバーカードが発行できる特急発行制度に対応するため、説明欄記載のマイナンバーカード特急発行用顔写真撮

影アプリ設定委託を計上するもので、財源につきましては、歳入の国庫支出金でご説明いたしました個人番号カード交付事務費補助金です。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は、項 04 選挙費です。目 01 選挙管理委員会費 65 万 2,000 円の増につきましては、次のページにかけまして人件費について所要の調整を行うものであり、次の目 06 監査委員費 50 万円の増につきましても人件費について所要の調整を行うものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、14 ページをご覧ください。事業（01）社会福祉総務費 8 万円の増額は人件費の調整で、次の事業（06）社会福祉協議会補助事業費 97 万 6,000 円の増額は、都補助金の交付額確定により新たに計上し、返還するものです。

なお、民生費及び衛生費における福祉保健課所管の国都補助事業に係る返還金は、前年度の国都補助金負担金の交付額の確定に伴い、当初申請に対し、実績が下回り、補助金の受入済額が多い場合、その超過した額を返還金として新たに計上し、国または都に対し返還するものであり、複数にわたることから説明欄記載のとおりとし、補正額等の説明を省略させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次の事業（12）成年後見制度利用支援事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 5 万 6,000 円の増額は、成年後見制度利用支援事業補助金を増額するもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の事業（16）国民健康保険事業費 211 万 2,000 円の増額は人件費の調整で、次の目 02 老人福祉費、15 ページをご覧ください。事業（01）高齢者福祉地域支援事業費から事業（14）福祉モノレール等整備事業費まで、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の事業（15）人にやさしい道づくり整備事業費、節 10 需用費 100 万円の増額は、落石等により破損した手すりを補修するもので、16 ページをご覧ください。節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するもので、次の事業（16）介護予防ケアマネジメント事業費、節 10 需用費 9 万 6,000 円の増額は、地域包括システムサーバーのバッテリー交換修繕を行うもので、次の事業（20）介護保険事業費 103 万 8,000 円の増額は人件費の調整で、次の事業（23）筋力向上トレーニング施設事業費から事業（24）長寿ふれあい食堂推進事業費までの節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するもので、次の事業（25）認知症地域支援推進事業費、節 10 需用費及び光熱水費は、棚沢「来るっく〜」の使用見込みにより燃料費及び光熱水費を増額するものです。

次の目 03 心身障害者福祉費、17 ページをご覧ください。事業（08）障害者総合支援事業費 1,678 万 2,000 円の増額は、節 19 扶助費で、説明欄記載の給付費等の実績によりそれぞれ増額し、節 22 償還金・利子及び割引料はそれぞれ返還金とし、新たに計上するもので、次の事業（09）障害者医療事業費 84 万 8,000 円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料はそれぞれ返還金として新たに計上するもので、次の事業（17）障害者地域活動支援センター事業費 5 万円の増額は、節 10 需用費で、施設外周のデッキを修繕するものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、事業（02）ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費から、18 ページをご覧ください。次の事業（12）子育て世帯生活支援特別給付事業費まで、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次に、目 02 児童措置費、事業（01）保育所措置費、節 12 委託料 314 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の児童措置費は、保育所児童数の実績と今後の見込みにより増額し、節 18 負担金・補助及び交付金 82 万 2,000 円の増額は、説明欄記載のとおり補助金をそれぞれ増額し、次の事業（02）児童手当費から目 03 児童健全育成事業費、19 ページをご覧ください。事業（01）放課後居場所づくり事業費、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の目（04）子ども家庭支援センター事業費、事業（01）子ども家庭支援センター事業費、節 02 給料から節 04 共済費までは人件費の調整で、節 10 需用費 11 万円の増額は、子ども家庭支援センターの室外機部品交換修繕をするものです。

次に、項 03 国民年金費、目 01 国民年金総務費、事業（01）国民年金総務費は、人件費の調整です。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

20 ページをご覧ください。次に、款 04 衛生費です。項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、事業（01）保健衛生総務費から 21 ページ、22 ページ、事業（10）乳幼児歯科相談・歯科健診事業費までは人件費の調整と節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

○環境担当主幹（原島 保君） 次に、目 04 環境衛生費 44 万 6,000 円の増額は、事業（01）環境衛生総務費において節 02 給料から節 04 共済費までは人件費の調整によるものです。

次に、項 02 清掃費、目 01 清掃総務費 45 万 2,000 円の減額は、事業（01）清掃総務費において節 02 給料から 23 ページにかけまして節 04 共済費までは人件費の調整によるもので、節 08 旅費 1 万円は、実績見込みにより増額するものです。

次に、目 02 塵芥処理費 170 万 5,000 円の増額は、事業（01）ごみ処理事業費において節 13 使用料及び賃借料は、説明欄記載のパッカー車リース料を新設し、150 万 5,000 円を増額するもので、パッカー車 2 台の入替えに伴うリース料を増額するものです。こちらの 2 台のパッカー車につきましては、9 月の第 3 回町議会定例会の一般会計補正予算（第 2 号）において経年劣化により修繕費として 200 万円の補正予算をご承認いただきましたが、その後、車両の状態を再度精査した結果、フレーム部分の腐食の状況が想定以上に深刻であり、修繕よりも車両の交換が適切であるとの助言を受けました。ごみ収集業務を円滑に遂行する必要性を総合的に考慮し、新たにパッカー車のリース料を計上するものでございます。

次に、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の生ごみ処理容器等補助金 20 万円を増額するもので、今年度、生ごみ処理機の補助金制度の見直しを行い、従来の補助率 2 分の 1、補助金限度額 2 万 5,000 円から、補助率 3 分の 2、補助金限度額 4 万円に変更しました。その結果、当初予定していた補助件数を上回る申請がありましたので、増額を見込むものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、事業（01）農業推進協議会費 73 万 9,000 円の増額は、人件費の調整によるもので、次の目 02 農業総務費、24 ページをご覧ください。事業（01）国有農地管理費 3 万円の減額は、節 10 需用費で、説明欄記載の消耗品費を実績により減額するもので、次の目 03 農業振興費、事業（01）農業振興総務費 50 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載のワサビ苗購入費補助金を実績見込みにより増額するもので、次の事業（03）体験農園管理運営事業費 49 万 1,000 円の増額は、内訳として、節 03 職員手当等及び節 04 共済費は、会計年度任用職員の人件費の調整によるもので、節 10 需用費の 37 万 9,000 円の増額は、同農園の管理運営に係る説明欄記載の光熱水費及び修繕費を実績見込みによりそれぞれ増額するものです。

次に、項 02 林業費、25 ページをご覧ください。目 01、事業（01）林業総務費 216 万 9,000 円の増額、次の目 03 森林費、事業（01）森林保全・活用総務費 509 万円の減額及び項 03 水産業費、26 ページにかけまして、目 01、事業（01）水産業総務費 55 万 3,000 円の増額のうち節 03 職員手当等までは人件費の調整によるもので、次の節 10 需用費 17 万円の増額のうち、説明欄記載の燃料費の増額は、地域おこし協力隊の使用する庁用車の燃料費を実績見込みに増額し、次の食糧費及び節 18 負担金・補助及び交付金 17 万 6,000 円の増

額は、地域おこし協力隊の新たな募集に向けて応募者のお試し体験に係る食事費用及び宿泊費用として、それぞれ2泊3日分、4名分を見込み、新たに計上するもので、次の事業(02)内水面漁業環境活用施設整備事業費は、予算の増減なく、歳入にて説明のとおり、都補助の内示を受け、財源を組み替えるものです。

以上で、款06農林水産業費の説明を終わります。

次に、款07商工費です。項02観光費、目01、事業(01)観光総務費657万6,000円の増額は、人件費の調整によるものです。

以上で、款07商工費の説明を終わります。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 次に、27ページをお願いいたします。款08土木費です。項01土木管理費、目01、事業(01)土木総務費797万1,000円の減額は、節02給料から節04共済費までそれぞれ減額するもので、人件費の調整によるものです。

次に、項04住宅費、目01住宅管理費51万1,000円の増額は、内訳として、事業(02)町営・公営住宅管理費135万4,000円の増額は、節02給料から節04共済費までそれぞれ増額するもので、次の事業(03)町営若者住宅管理費84万3,000円の減額は、節02給料から次の28ページの節04共済費までそれぞれ減額するもので、人件費の調整によるものです。

○環境担当主幹(原島 保君) 次に、項05下水道費、目01公共下水道費1,672万5,000円の減額は、事業(01)下水道事業費において節18負担金・補助及び交付金を減額するもので、下水道事業会計の補助金を減額するものですが、詳細は下水道事業会計でご説明いたします。

以上で、款08土木費の説明を終わります。

○総務課長(山宮 忠仁君) 次は款09消防費です。項01消防費、目01、(01)常備消防費314万2,000円の増は、節18負担金・補助及び交付金において説明欄記載の消防事務委託費負担金を増額するもので、これは東京都への負担額が確定したことによるものです。

次の目02非常備消防費、(01)非常備消防総務費54万8,000円の増は、次のページにかけまして人件費について所要の調整を行うものです。

以上で、消防費の説明を終わります。

○教育課長(清水 俊雄君) 次に、款10教育費です。項01教育総務費、目01教育委員会費1万円の増額は、節08旅費について教育委員旅費を実績で見込むものです。

次に、目02事務局費135万8,000円の増額は、節02給料から節04共済費は人件費の調整により、次のページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料は、説明欄記載の複合機使

用料、コピー量の実績見込みによるものです。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費、事業 (01) 小学校管理費、節 12 委託料 25 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の学校作業員、用務員さんの作業日数の増、最低賃金の改定によるものです。

事業 (02) 古里小学校管理費 72 万 2,000 円の増額は、節 10 需用費で電気料の実績見込み、節 12 委託料で卒業証書筆耕の委託先を変更することに伴い、節 13 使用料及び賃借料は、複写機の使用料の実績見込みによるものです。

事業 (03) 氷川小学校管理費 71 万 1,000 円の増額は、事業 (02) 古里小学校管理費と同様の理由によるものです。

30 ページをお願いいたします。次に、項 03 中学校費、目 01 学校管理費、事業 (01) 中学校管理費、節 12 委託料 56 万 5,000 円の増額は、説明欄記載の学校施設の用務員さんの最低賃金の改定、ネットワークアセスメント業務委託は、校舎内のネットワークが遅滞するなど、不具合を起こしていることからネットワーク環境の調査を行うものです。

事業 (02) 奥多摩中学校管理費 17 万 8,000 円の増額は、節 10 需用費で小学校同様、電気料の実績見込み、節 11 役務費で筆耕料の減、節 12 委託料で卒業証書の筆耕の委託先を変更することによるものです。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費 115 万 4,000 円の増額は、節 02 給料から次のページの節 04 共済費は、人件費の調整により、節 10 需用費は、機器の修繕費によるもので、節 17 備品費は、配送車のバッテリー、タイヤチェーンを見込み、節 18 負担金・補助及び交付金は、説明欄記載の給食食材費負担金について主食である白米の価格が高騰し、食糧費が不足することから白米の価格高騰分を負担するもので、節 26 公課費は、自動車重量税によるものです。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 146 万 9,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費は、人件費の調整によるもので、目 04 水と緑のふれあい館事業費 151 万 4,000 円の増額は、次ページにかけまして節 02 給料から節 04 共済費は、人件費の調整により、節 10 需用費は、電気料の実績見込みによるものです。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

次に、款 14 予備費 33 万 9,000 円の増額は、歳入歳出の予算調整によるものです。

以上で、議案第 68 号 令和 6 年度奥多摩町一般会計補正予算 (第 4 号) の説明を終わります。

○議長 (小峰 陽一君) 以上で、議案第 68 号の説明は終わりました。

次に、議案第 69 号及び議案第 70 号についての説明を求めます。自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 議案第 69 号 令和 6 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算におきまして歳入についての変更はございません。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01 一般管理費、事業（01）の一般管理費 78 万 6,000 円の増額は、本給料改定に伴う共済費、扶養手当、地域手当等、各種手当の改定による増額となり、これら財源を款 02、項 01、目 01、事業（01）予備費より同額 78 万 6,000 円を組み替えて充当するものでございます。

5 ページからの給与費の明細でございますが、内容等変更はございませんので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、議案第 69 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 70 号 令和 6 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

はじめに、こちらも補正予算におきまして歳入についての変更はございません。

4 ページをお開きください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 一般管理費、目 01、事業（01）一般管理費 54 万 1,000 円の増額は、給料の改定に伴うもので、こちらも共済費、扶養手当、地域手当等各種手当の改定による増額でございます。これら財源を項 02 利用管理費、目 01 利用管理費、事業（01）利用管理費の節 12 委託料 40 万円の増額は、産業廃棄物等の委託を新設いたしまして場内で保管する産業廃棄物の処分を行うもので、これら財源を節 10 需用費により組み替え充当するものでございます。

同じく 5 ページからの給料明細書につきましては、内容等変更ございませんので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、議案第 70 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 69 号及び議案第 70 号の説明は終わりました。

次に、議案第 71 号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） それでは、議案第 71 号 令和 6 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 05 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01、節 01 国民健康保険基金繰入金 1,958 万 8,000

円の増額は、主に概算交付を受けている前年度の普通交付金、保険者努力支援交付金及び特別調整交付金の額の確定に伴う返還金に対応するため、国民健康保険基金から繰入れを行うものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

7ページをご覧ください。歳出でございます。

はじめに、款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 01、事業（01）一般被保険者保険税還付金 20 万円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料として、主に社会保険加入に伴う還付に対応するため、説明欄記載のとおり、国保税一般分還付金を増額するものです。

次に、目 02、事業（01）償還金 1,938 万 8,000 円の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料として説明欄記載のとおり、国都支出金及び療養給付費交付金返還金を増額するもので、内訳といたしまして、普通交付金返還金 1,891 万 3,000 円、保険者努力支援交付金返還金 33 万 7,000 円、特別調整交付金返還金 13 万 8,000 円でございます。

以上で、議案第 71 号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開します。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 72 号についての説明を求めます。環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） それでは、議案第 72 号 令和 6 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の内容についてご説明を申し上げます。

4 ページをご覧ください。収益的収入の実施計画でございます。款 1 下水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 他会計補助金 1,672 万 5,000 円を減額するもので、説明欄記載の一般会計補助金を減額するものですが、支出の減額により一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、5 ページをご覧ください。資本的支出でございます。款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 4 その他建設改良費、節 17 委託料 2,000 万円を減額するもので、説明欄記載の汚水処理計画策定業務委託を皆減するものです。こちらは今年度中に東京都が上位計画で

ある東京都流域総合計画を策定する予定であるため、この計画に合わせて来年度に策定することとしたため皆減するものでございます。

次に、6ページから10ページにかけては予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表につきましては、今回の補正予算を反映したものでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、議案第72号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第72号の説明は終わりました。

次に、議案第73号についての説明を求めます。奥多摩病院事務長。

○病院事務長（岡部 勝君） 議案第73号 令和6年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明いたします。

2ページをお開きください。収益的支出の実施計画でございます。

款1病院医業費用及び項1医業費用の増減はありません。目内の予算組替えとなります。

目2材料費を437万円増額します。内訳は、薬品費をコロナワクチンの購入、治療薬等の使用量の増加を見込み400万円、診療材料費を検査試薬等の支出実績見込みにより37万円を増額するものです。

次に、目3経費を437万円減額します。内容は、前年度まで整形外科医が不在の日に代わりの整形外科医を日本医科大学から派遣していただいた際の委託料ですが、今年度から総合診療科となり、整形外科の専門医を配置しないため、減額するものです。

次の3ページから6ページにつきましては、予定貸借対照表でございますが、実施計画書の内容に基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第73号の説明並びに全議案の説明は終わりましたが、議案第68号について訂正の申出がありましたので、訂正を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 議案第68号 令和6年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）につきまして訂正のほうございましたので、訂正をお願いいたします。

ページに当たりましては、申し訳ございません、36ページの給与費明細書のア会計年度任用職員以外の職員の表のほうをご覧いただければと存じます。上段の共済費の欄でございます。補正後の共済費の欄が空欄となっております、こちら予算書の調製に当たりましてシステムのほうの反映ができておらず空欄となっております。その関係で、補正後の共済費の空欄の欄とその2つ下の比較の欄及び1つ右の欄の合計の欄の数字のほ

うが訂正になりますので、口頭で申し訳ございませんが、訂正のほうさせていただければと存じます。

共済費の補正後の額、現在空欄になっておりますけれども、こちらを1億3,426万7,000円に、1つ飛ばして下の比較の欄でございますが、マイナスの1億3,053万7,000円となっております記載を373万円に訂正をお願いいたします。あわせて、右側の合計欄が訂正になります。合計欄補正後の額でございます。現在7億4,139万6,000円という記載になってございますが、こちらを8億7,566万3,000円に、1つ飛ばした下の段の比較欄でございますが、こちらがマイナスの1億1,525万7,000円となっている記載を1,901万円という数字のほうに訂正をお願いいたします。

あわせて35ページの総括表のほうにもこの数字の反映ができておりませんので、こちらも併せて訂正をお願いできればと存じます。こちら共済費の補正後の額でございます。こちらが現在2,278万3,000円という記載になってございますが、1億5,705万円に、1つ飛ばして下の比較の欄でございますが、こちらがマイナスの1億3,017万7,000円となっている記載を409万円という訂正にさせていただければと存じます。

あわせて右の合計欄につきましても補正後の額でございます。こちらが現在9億947万3,000円となっている記載でございますが、こちらが10億4,374万円に、1つ飛ばして下の比較の欄でございますが、現在記載がマイナスの1億1,457万円となっておりますが、こちらを1,969万7,000円に訂正をお願いできればと存じます。

口頭での訂正で申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、訂正の分は分かりましたか。念のために紙で2ページだけ出してもらいましょうか。そうしてください。

○企画財政課長（杉山 直也君） 後程正誤表のほうを出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） それでは、これより質疑を行います。

議案第68号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に、歳出それぞれの質疑を行い、議案第69号から議案第73号までについては、歳入歳出を含めて一括で行います。

はじめに、議案第68号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第68号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 68 号の歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

2 点させていただきます。

1 点目がページが 21 ページ、款 04 衛生費、項 01 保健衛生費の説明欄の一番下の項目です。5 歳児健康診査事業費のところでございます。5 歳児の健診は、義務化されたのが今月からです。奥多摩町は以前からされていて、これについて 2 点ご質問させていただきます。

義務化される前からされているということで、熱心だなと思いましたが、いつ頃からされているのかということ。もう一つは、5 歳児健診というのは、発達障害などが疑われた場合、児童精神科などの診断のできる専門家の 2 次健診を受けるということがうたわれておりますが、健診後のフォローアップ体制はどのようにされているのか。この 2 点を伺います。

それから、もう一点でございます。ページが 26 ページです。款 06 農林水産業費、項 03 水産業費、目 01 水産業総務費の節 18 のところの説明欄、01 負担金・補助及び交付金、お試し地域おこし協力隊宿泊費負担金のところでございます。これについてはもう募集は始まっているのかということと、もう一つは何名の募集を予定しているのかということ、2 点お伺いします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 4 番、相田議員のご質問にお答えいたします。

ページが 21 ページ、22 ページの 5 歳児健康診査事業の部分で 2 点ご質問をいただいておりますが、まず議員からありましたように、義務化になったということで、町についてはいつから事業を行ったかということでございますけれども、町については平成 22 年度から開始をしたということでございます。

また、2 点目の、いわゆる発達障害、健診後のフォローということでございますけれども、5 歳児健診、すくすく健診につきましては、例年 2 月と 6 月にそれぞれ、まず 2 月に東京西徳洲会病院の医師と臨床心理士に来ていただきまして、5 歳児、保育園年中児を対象に健診をしているところでございます。その中で、集団健診、また個別の健診を行いまして、その中で、いわゆる経過観察が必要なお子さんについては、そこに西徳洲会病院の先生もいらっしゃいますので、例えば気になればそこで病院に予約をされて受診をされるというような形でフォローするだとか、その後、また保健師を通じたりして気になる方に

については徳州会なりほかの病院にフォローをしながら繋いでいるという状況でございます。  
以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 4番、相田議員の2点目のご質問にお答えいたします。

ページ26 ページの事業でいきますと（01）水産業総務費の節18 負担金・補助及び交付金の中のお試し地域おこし協力隊というところで2点のご質問をいただいております。

まず1点目の募集は始まっているのかというご質問でございます。この補正予算のほうを可決いただかないと募集のほうの処理を取れませんので、可決いただいた後に、こちらも宿泊で行うものがございますので、いろいろ相手方の調整だとか、宿泊の場所の調整だとかそういったところの準備ができ次第、募集のほうをはじめさせていただければと思います。

2点目の何名予定しているのかというご質問でございます。こちらにつきましては募集時点では若干名という形で募集はさせていただきたいと思っております。募集の状況だとか、このお試し地域おこし協力隊の面接等も行いますので、そちらの状況を見ながら人数については決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） ありがとうございます。同じく26 ページの同じ部分です。節18 の負担金・補助及び交付金の説明欄記載のお試し地域おこし協力隊の部分ですけれども、これが水産業総務費から出ているということは、このお試しの後、本番の地域おこし協力隊として募集がかかる時も、やはりこれまでと同様に、小河内地区の中での活動の内容となるのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 2番、伊藤議員からのご質問にお答えいたします。

同じく地域おこし協力隊の部分でございます。水産業総務費のほうに現状組ませていただいております。こちらについては現在、小河内漁協の支援ということで、3名のうち2名の方がこの2月末で任期を迎えるというところで、ご意向を確認したところ、引き続き町の中での就職というところではなく、ほかの地区に移られるご意向がありましたので、この水産業総務費の中のお試し地域おこし協力隊の部分につきましては漁協の支援、小河内地区の支援というところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。10 番、原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島です。

2 点ばかり質問させていただきたいんですが、ページ数が 15 ページ、款 03 民生費の目 02 の説明欄のところ、(14) の福祉モノレール等整備事業 182 万 7,000 円、当初では大体 700 万ぐらい予算を組んでいるんじゃないかと思いますが、これ増額になったと、補正予算ということになれば件数が何件か増えたのかなと。今までに件数が今年度は何件ぐらいあったのかなと思います。

それからもう一点、(15) 人にやさしい道づくり整備事業費 204 万 4,000 円、これが場所がどの辺でどのような整備をされたのか、お聞かせいただければありがたいなど。よろしくをお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 10 番、原島議員のまず 1 点目のご質問にお答えいたします。

ページが 15 ページ、事業 (14) の福祉モノレール等整備事業費の部分でございますけれども、今回の令和 5 年度については、撤去が 2 か所ということで、そのほか保守点検で 10 か所行ったということでございまして、5 年度末については、実際 8 か所今あるというような状況となっております。

また、2 点目の事業 (15) 人にやさしい道づくり整備事業費でございますけれども、こちらの補修の場所ということでございまして、2 か所ございまして、1 か所が大沢東と 2 か所目が常磐地内となります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。9 番、高橋議員。

○9 番（高橋 邦男君） 9 番、高橋です。

2 点ほど質問させていただきます。

1 点目は、10 ページをお願いします。財産管理費のところなんですが、節 14 の工事請負費で棚沢地内の町有物件解体工事増ということで 342 万円。これは旧山宮林業の国道沿いの建物だと思うんですが、対象となる建物が幾つあるのか。多分 3 つかなと思ったんですが、その辺が 1 つと、それと、解体後、蔵があるところは更地になると思うんですけど、何か活用を考えているのかどうか。それと、解体工事がいつ頃始まって、予定ではいつ頃までかということです。その辺が 3 点ですが、それを 1 点ということで、もう一件は 23 ページになります。ごみ処理事業費の中でパッカー車のリース料が 150 万 5,000 円、2 台分

ということで計上されています。確かにパッカー車は以前から結構老朽化して故障が多いというようなお話を聞いています。新しい車の納車が来年以降ですか、7年度以降になるということで、それまでの間だと思んですけど、特に年末年始、これから結構ごみの量も多くなると思うんで、賄えるのかどうかということがちょっと心配だったんで、いつ頃からリースの車は活用できるのかということ質問させていただきます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 9番、高橋議員の1点目のご質問にお答えいたします。内容としては3点のご質問かなと思います。

まず1点目の解体工事の対象物件ということで、こちらにつきましては、棚沢橋を青梅方面に行って左側の線路下のところになりますが、こちらの母屋の部分とその隣の蔵の部分、その間に小さな建物もあるんですけども、そこ一帯を解体させていただきます。

それとその先、青梅方面に行った今度国道の下の部分でございます。こちらにつきましては、下の2階建ての事務所、こちらの部分と、あとその下に木造の平屋建ての工場みたいなものがあるんですけども、そちら、あと、その先にクレーンみたいなものもあるんですが、そちらの解体全てを予定してございます。

2点目の解体後の蔵の跡というところで、線路下の部分の活用はどうするのかというご質問かと思えます。現状更地にはなりまして、ちょっと壊してみないと、線路側の状況がどういう状況になっているか分からないので、そこを見ながら、活用方法は検討していきたいなと思っているんですけども、担当課といたしましては、もし車がとめられるようなスペースができるのであれば、例えばa k i p p aの活用だとか、そういったところを考えたいなと思うんですけど、上の線路部分から落石があったりとか、擁壁の部分が若干確認しないと分からないので、そこは状況を見ながら判断させていただければと思います。

3点目のいつ頃から始まっていつ頃終わるのかというお話でございます。こちらについては10月の28日に契約のほうを行っておりまして、工期が2月の14日までということで、終わりは2月の14日で組ませていただいております。解体のほうにつきましては現状、ちょっと11月中というのは、観光客の方も多くいらっしゃるということで、そこは避けなければいけないという状況で、12月にここで入りまして、大分観光客も減ってくるかなというところもあるので、これから警察のほうに国道の通行止め等も、片側通行の部分が出てしまうと思いますので、これから許可申請のほうを行いまして、12月の中旬ぐらいから国道下の部分をまず解体のほう進めさせていただきまして、国道の線路側、こちらの

部分については1月の中旬から解体工事のほうを予定しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 9番、高橋議員の2点目のご質問についてお答えいたします。

ページで言いますと23ページ、こちらの中の節13 使用料及び賃借料のパッカー車リース料の150万5,000円についてのご質問と思います。こちらのパッカー車についていつ頃納車が可能かというところでございます。今現在、パッカー車につきましては4台保有しております、そのうち2台が下のフレーム部分が腐食しております、この間の9月議会でその腐食の部分を修繕しようとしたところ、実際精査したところ、こちらのほうが修繕より交換したほうが良いというところで、今回のリースに至ったという状況でございます。

こちらのリースにつきましては、架装メーカーである業者が町のパッカー車と同等の未使用車2台をたまたま保有しているという状況がございまして、この議会承認後、事務手続等を経れば半月程度で納車が可能だというところがございますので、こちらのほうを進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

今のページ23ページのところなんですけれども、パッカー車リース料の下のところ、生ごみ処理容器等補助金増のところがなんですけれども、見直しをして2分の1、2万5,000円の補助を3分の2の4万円の補助にすると、予想を上回る申請があったということなんです、どれくらい来ているのか、教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

今現在、申請件数につきましては電気式の生ごみ処理機が5台来ております。それとコンポスターが3台来ておまして、合計で21万6,400円の補助金の交付予定となっております、当初予算が16万6,000円ということで、2件、5万円程度不足しているという状況でございますので、今回、補正予算をさせていただいたという状況でございます。件数につきましては全体で8件ということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。1番、榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 榎戸です。

同じく23ページで、高橋議員と同じくパッカー車について教えてください、今回リースで導入ということですが、これは今までは町で購入していたのかどうか、勉強がてら教えてください。

また、結構食害で傷みやすいのかなというのもあって、本当は、買って長期使えればいいんでしょうけど、傷みが早いんだったらリースでというのもお得なのかなと思ったりしたんで、ちょっと教えてください。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 1番、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

こちら今までパッカー車につきましては、リースではなくて購入をしていたという状況でございます。この4台のパッカー車につきましては、購入時期については平成25年1月にこちら2台購入しております。こちらにつきましては、西秋川衛生組合に加入と同時に2台購入したというところで、その後25年の10月に1台、その後26年の3月に1台購入しているという状況でございます。

実際のパッカー車につきましては、1日80kmから90kmぐらい走行するというところで、また冬場の塩化カルシウムがかなり車にダメージをしているという状況でございます。ということでございますので、かなりの傷みが激しいというところでございます。

走行距離につきましては、2台とも21万8,000kmを超えているという状況でございますので、ここでリース契約ということでさせていただくというところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数が30ページ、教育費、事務局費の中で節13 使用料及び賃借料、複合機の使用料等が32万計上されておりますが、何か大量に本とかつくる予定なんでしょうか。詳細を教えてください。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 3番、森田議員のご質問にお答えいたします。

ページが30ページの事務局費、複合機使用料の増ということでの質問です。こちらにつきましては、今年度から社会教育のほうの事業でスポーツフェスタですとか、そういうも

のでチラシをかなり大量に刷るような形になりました。カラーで刷りますと、1枚10円程度かかります。両面で20円ということで、全戸に配布したりする部分で大量に刷る場面が出てきてまして、その分の増ということです。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

同じ30ページです。款10教育費、項02小学校費、目01学校管理費、事業(02)古里小学校管理費、節12委託料の説明欄の卒業証書筆耕委託増ということですが、同様に、氷川小学校、奥多摩中学校、同じように計上されておりますが、委託先が変わった理由とどこに委託されたのかということをお伺いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4番、相田議員のご質問にお答えします。

ページのほうは30ページから31ページにかけまして、各学校の卒業証書の筆耕料の増ということで、こちらのほう従前はシルバー人材センターのほうへ委託しておりました。そちらのほうで卒業証書のほうを書けないということから、個人のほうへ委託先を変えております。当初の予算が各校ばらばらだったもので、金額のほうもずれたような形になっております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

ページが37ページです。会計年度任用職員の給与について確認をさせていただきたいと思えます。先日の条例改正のときの課長のご説明にもございましたが、会計年度の勤勉手当を令和7年度から制度改正して支給の予定をしているということでした。しかしながら、国では令和6年度から支給を開始しますということなんですけれども、今回も補正予算に計上されていませんでしたので、町が来年度から予定しているという理由、今年度支給しないという理由を伺います。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

37ページのほうでございます。給与費明細書の中での会計年度任用職員の関係でございますけれども、勤勉手当の関係ということのご質問でございます。

国のほうでは、制度としては令和6年度から導入という中で、町のほうが令和7年度か

らというところの理由をとということでございます。基本的に会計年度さんの勤勉手当、今、期末手当は出しておりました、この12月で、今までは職員と差があった部分を同一にするという改定をご提案し、ご承認をいただいたところですが、勤勉手当の制度がまだ入っていないというところについては、期末手当のほうですと、ある程度条件整備が整えば、予算とか整えば、それで執行していくことができますけども、勤勉手当ですと、人事考課とかそういう評価の手続を踏まないと、勤勉ですので、ただ単に出せばいいというものではございません。その辺の仕組みを入れる関係で、まだ条件が整っていませんので、それを今年度整えさせていただいて、来年の4月から新たに勤勉手当も支給できるようにということで、準備がまだできていないということでございます。また、条例の改正も追って同時にしていかなければいけない状況ですので、その辺の条件整備の関係もございまして、会計年度の勤勉手当につきましては令和7年度の4月から導入ということで予定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第68号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第68号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第68号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第68号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第69号の質疑を終結します。

次に、議案第69号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第69号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第69号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号の質疑を行います。質疑はありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数が4ページ、総務費、利用管理費で、光熱費でマイナス94万1,000円、委託費を相殺して残り54万1,000円があるんですが、この理由を教えてください。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 3番、森田議員のご質問にお答えさせていただきたいと存じます。

ページ数が4ページでございます。利用管理費で光熱水費94万1,000円の減額、こちらが利用管理費の54万1,000円に当たる理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、款01総務費の中で給料の調整額ということで54万1,000円をそちらに充当するものでございます。残り40万円につきましては、同じ科目間の中で委託料が新設しておりますので、そちらに充当させるものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

今の同じページで一番下のところの産業廃棄物の処分業務委託の委託先を教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 5番、大澤議員のご質問に回答させていただきます。

こちらでございますけれども、本議会でご承認いただいた場合に見積りを入手しておりますけれども、青梅市にあります東京都から許可を得ている業者で、株式会社カタオカというところを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号の質疑を終結します。

次に、議案第70号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第70号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第70号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号の質疑を行います。質疑はありますか。6番、澤本議員。

○6番(澤本 幹男君) 6番、澤本です。

6ページになるんですか、国民健康保険基金繰入金ということで、去年も同じ金額を繰り入れていますが、基金の残は今どのぐらいになっているのか、教えていただきたいと思っています。

○議長(小峰 陽一君) 住民課長。

○住民課長(岡部 優一君) 6番、澤本議員の質問にお答えいたします。

ページは6ページでございます。国民健康保険基金の繰入金ということで、基金の残高ということでございますけれど、こちらにつきましては令和5年度末におきましては4,422万7,947円でございます。こちら今回補正をさせていただきますと、計が4,108万1,000円になりますので、残は314万7,000円ほどとなります。

以上でございます。

○議長(小峰 陽一君) ほかに質疑はありますか。5番、大澤議員。

○5番(大澤由香里君) すみません、7ページの一番下のところ、国都支出金及び療養給付費交付金返還金増のところの内訳をもう一度教えてください。すみません、聞き取れなかったのです。

○議長(小峰 陽一君) 住民課長。

○住民課長(岡部 優一君) 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

ページ7ページの償還金の内訳ということでございますが、はじめに、普通交付金でございますけれど、1,891万3,000円、次に、保険者努力支援交付金の返還金でございます

が、33万7,000円、特別調整交付金の返還金が13万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第71号の質疑を終結します。

次に、議案第71号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第71号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第71号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第72号の質疑を終結します。

次に、議案第72号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第72号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第72号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号の質疑を行います。質疑はありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数2ページ、先程、薬品費の購入ということで、400万円見込額が計上されておりまして、その中で、コロナワクチンと治療薬の購入というお話だったんですが、ワクチンの単価と購入数を教えていただけたらと思います。また、どのようなワクチンを購入す

るのかも教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 奥多摩病院事務長。

○病院事務長（岡部 勝君） 3番、森田議員のご質問にお答えします。

まず、ワクチンの単価につきましては、1本1人用なんですけども、1万2,100円でございます。購入数につきましては、順次50本とか足して購入している状況ですので、一括で100、200とかという買い方はしておりません。

それとワクチンの種類につきましては、奥多摩病院はファイザー製を使用しています。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。6番、澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） 同じく2ページで、経費の件で437万、支出のほうで整形外科の先生がなくなる分が減ったということでご説明をいただきましたけど、今年度から整形外科がなくなって総合診療科となったんですけど、実際、町民に対して何か影響とか、あったほうがよかったとか、そのような意見は出ているんでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○議長（小峰 陽一君） 奥多摩病院事務長。

○病院事務長（岡部 勝君） 整形外科から総合診療科になったことにつきまして町民の皆さんからのご意見ということですが、特段意見というのは出ていない状況です。また、整形外科も昨年までいましたが、実際手術とかも15年ぐらやっておりませんので、そういった案件がありましたら、紹介状で他病院へ紹介しているという状況でしたので、さほど今年度とそんなにサービスは変わっていないと考えております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第73号の質疑を終結します。

次に、議案第73号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第73号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 73 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開します。

午後 0 時 02 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 8 議案第 74 号 奥多摩町基本構想の策定についてを議題とします。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 74 号 奥多摩町基本構想の策定についてをご説明させていただきます。

提案の理由につきましては、町の目指す将来の基本目標を示す基本構想を定めるため、奥多摩町長期総合計画条例第 5 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

この奥多摩町長期総合計画につきましては、平成 27 年度に策定いたしました第 5 期長期総合計画が令和 6 年度をもって満了となることに伴い、新たに令和 7 年度を初年度とする第 6 期長期総合計画を策定するものでございます。

第 6 期長期総合計画は、住民等との協創を重要なテーマに掲げ、まちづくりを更に発展させることを目指し、住民アンケート調査をはじめ、従来のコンサルティング会社へ策定作業を委託するのではなく、新たな取組として包括連携協定を締結している多摩大学へ計画策定に関するアドバイザー業務委託を行い、本年 1 月から 2 月にかけて古里地区、氷川地区、小河南地区の 3 地区で、また、7 月には文化会館において住民参加ワークショップを開催するとともに、住民をはじめ、関係人口など、地域と多様に関わりのある方を対象とした意見募集などを行いました。

また、次世代の町行政を担う若手職員の育成などを目的として、若手職員 10 名によるワーキンググループを設置し、多摩大学総合研究所が実施する研修やグループワークにおいて第 5 期長期総合計画に基づく施策及び事業についての評価の検証を踏まえつつ、皆様からいただいた意見の内容を検討した上で、社会的情勢等も鑑みながら、基本構想・基本計

画の策定について取り組んでまいりました。

策定した基本構想・基本計画の素案の審議を行うため、長期総合計画審議会を設置し、7月4日の第1回審議会において基本構想に関する事、基本計画に関する事及び計画期間に関する事の3項目について諮問をいたしました。

当審議会におきまして11月13日までに4回の審議会を開催し、慎重なるご議論を重ねていただき、11月19日に同審議会正副会長より町長へ基本構想及び計画期間に関する中間答申をいただきましたので、基本構想について議会へお諮りするものとなります。

この基本計画は、長期総合計画の基本理念を示すものとして、これから町が進むべき方向を明らかにし、まちづくりの最も基本的な指針となるものでございます。

それでは、基本構想の内容につきましてご説明いたします。3ページをお開きください。

1、計画期間につきましては、令和7年度から令和16年度の10年間といたします。

2、基本構想のうち、まちの将来像につきましては、住民ワークショップ等でいただいた様々な思いを含めて、目まぐるしく変化する時代でも変わることのないだろう皆さんが大切にしている思いを込めて、若手職員ワーキンググループが作成いたしました「自然の中で わたしが 暮らし つながり 挑戦できる おくたま」と決めました。

次に、私たちが大事にする姿勢といたしましては、1、「豊かな自然」を大切にします。2「わたし」＝「一人ひとり」を大切にします。3、「くらしやすさ」を大切にします。4、「町内外のつながり」を大切にします。5、「挑戦」と「学び」を大切にします。以上の5つを私たちが大事にする姿勢と決めました。

次のページをお願いいたします。次に、未来をつくる3つのコンセプトといたしましては、今回の計画では、分野での整理ではなく、横断的な視点から「活性化」「持続化」「効率化」の3つのコンセプトを定め、計画をまとめていきます。

以上で、議案第74号 奥多摩町基本構想の策定についての提案の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第74号の質疑を行います。質疑はありませんか。6番、澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） 6番、澤本です。

期間が前例に踏襲して10年間ということなのですが、当初、必ずしも10年にこだわっていないような話もされていたし、途中で10年後のいろいろなチェックの検証をするのも変わってくるかと思うんですけど、そういう柔軟性はどこか織り込む予定なのか、お聞き

したいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 6番、澤本議員からのご質問にお答えいたします。

計画期間 10年ということで、当初、期間 10年に捉われずということでお話が確かにございました。その中で、長期総合計画の審議会のほうで、こちら町長からの諮問に基づきまして計画期間のほうもご審議いただいたところだったんですけども、あくまで長期総合計画のほうにつきましては、余り短くしてもサイクルが短くなるとかなり作業的にもまた大変だろうということと、基本構想の部分については先程ご説明いたしましたとおり、これからの将来像だとか、大切にする姿勢というのは 10年間で大きく変わることは特にならぬだろうということで、計画期間につきましては 10年ということで審議会のほうからもご意見をいただきました。

そんな中で、実際にはこの後、策定のほうを進めなければいけないんですけども、計画と実施計画というのが職員のほうでこれから来年度つくっていくこととなりますけれども、その中で評価を含めて、サイクルをどういうふうにしていくかということで、実際に動いていく実施計画の中で、評価委員会等も立ち上げてはどうだろうというような多摩大学からのご意見もいただいておりますので、その進行管理の部分につきましては今後多摩大学とも進めながら、また、職員のほうにもご協力いただかなければならないので、丁寧に説明しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 町長。

○町長（師岡 伸公君） 私も事あるごとに、機会あるごとに、本当に長期でいいのかと、中期策定で、その都度注視したほうがいいのではないかという気持ちもあったり、意見も述べさせていただいたこともあったんですけども、今、課長からの説明にもあったとおり、審議会のほうでそういうふうなスパンで中身をまた精査していこうと、ある期間においてというふうなことを聞きましたので、私も 10年長期でいいのかなというふうに感じましたので、こういうふうにさせていただきました。

それともう一つ、この横断的という先程説明ありましたけども、この 3つのコンセプトの中で、効率化という部分、ややもすると効率化は負のイメージみたいなものがあるようなときもあるんですけども、ここに書いてございますとおり、新たなことに挑戦する、そのときには勇気を持って断ち切る部分もなくてはいけないというようなことまで審議会のほうで検討していただきましたので、こういう 3つのコンセプトを中心に、これから細

部についてはその後、その細部については細目の中で皆さんにまたご意見をいただいたりしたいと思いますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 74 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 74 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これから採決します。

日程第 8 議案第 74 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 74 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 6 陳情第 3 号 「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件については、去る 11 月 29 日に総務文教常任委員会に審査が付託され、29 日に審査が終了しております。本日、その結果が報告されております。審査の経過及び結果について総務文教常任委員長、原島幸次議員よりご報告をお願いします。10 番、原島幸次議員。

〔10 番 原島 幸次君 登壇〕

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島でございます。

総務文教常任委員会の陳情審査を報告いたします。

当委員会は、11 月 29 日に開会の第 4 回定例会第 1 日目に審査が付託された 6 陳情第 3 号 「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情書について、11 月 29 日に委員全員と関係課長である総務課長の出席をいただき、審査を行いました。

6 陳情第 3 号について、まず総務課長から説明を求め、次に議会事務局長から近隣自治体の状況報告を受けた後、直ちに審査に入りました。

議会事務局からは、今回の陳情における近隣自治体議会の状況として、瑞穂町、日の出町は陳情を受理しておらず、檜原村は本陳情を本年 6 月の第 2 回定例会で受理し、総務委員会で審議され、採択されている。また、日の出町は陳情を受理していないが、今定例会

において議員提出議案として審議する予定であると説明がありました。

以上の説明を踏まえ、委員に意見を求めたところ、趣旨採択の意見として、再審制度の見直しを求める意見書は 330 自治体で採択され、国会議員の方々も賛同している。袴田事件のようなことがあると問題であるが、陳情の趣旨が法律の改正であることから、国レベルの問題であるから、趣旨採択。

採択の意見といたしましては、袴田事件のこともあるので、法の整備をする必要があるので、採択。

冤罪は誰にも降りかかることであり、町民の安全・安心を守るため、町議会の考えを示すためにも趣旨採択ではなくて採択。

日弁連も 2019 年に再審法改正を求める議決を全会一致で採択しており、330 の自治体も賛同している。冤罪の議員連盟も結成されている。袴田事件は姉が一生懸命頑張ったから何とかなった。このような機運が上がっている今だからこそ地方議会として意見書を出すべきであるので、採択、など様々な意見が出されました。

趣旨採択 1 名、採択 3 名となりましたので、採択とすることに決定しました。

以上の結果、当委員会としては 6 陳情第 3 号については、採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、総務文教常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。6 陳情第 3 号の総務文教常任委員会報告について所管外で質問があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、6 陳情第 3 号の総務文教常任委員長報告についての質疑を終結します。よって、これより採決します。

日程第 9 6 陳情第 3 号について総務文教常任委員長の報告は、採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、6 陳情第 3 号については、本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は 12 月 6 日となっておりますので、明日から 12 月 5

日の2日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、明日から12月5日の2日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、12月6日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。  
本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員